

(別 紙)

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例
の一部を改正する条例

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（昭和26年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「89人」を「86人」に改める。

第2条の表中「此花区 3人」を「此花区 2人」に、「旭区 4人」を「旭区 3人」に、「住吉区 6人」を「住吉区 5人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

説 明

市会議員の定数及び各選挙区選出数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（抄）

第1条 本市会議員の定数は89人とする。

86人

第2条 各選挙区から選出する議員数は、次のとおりとする。

選挙区	議員数
省	略
此 花 区	<u>3 人</u> 2 人
省	略
旭 区	<u>4 人</u> 3 人
省	略
住 吉 区	<u>6 人</u> 5 人
省	略